

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	児童扶養手当支給事業 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

土浦市は、児童扶養手当支給事業における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを講じ、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

土浦市長

公表日

令和5年2月7日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童扶養手当支給事業
②事務の概要	・児童扶養手当法に基づく受給資格者の管理 ・支給額の決定及び支払 ・認定請求の処理 ・現況届の処理 ・その他の届出等
③システムの名称	児童扶養手当システム、宛名管理システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 受給者台帳情報ファイル 2. 扶養者情報ファイル 3. 支払情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1 第37の項(番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第29条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号及び第6号) 番号法第9条第2項の条例 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第5条第1項 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	実施する <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会】 番号法第19条第8号 別表第2 第57の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第31条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号及び第7号)、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条 【情報提供】 番号法第19条第8号 別表第2 第13の項、第16の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第12条第1号、第3号及び第4号)、第26の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第19条第1号、第2号、第3号、第4号及び第5号)、第30の項、第64の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第35条第2号)、第65の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第36条第1号及び第2号)、第87の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第44条第1号、第2号、第3号、第4号及び第5号)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども未来部 こども政策課
②所属長の役職名	こども政策課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	土浦市 総務部 総務課 茨城県土浦市大和町9-1 029-826-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	土浦市 こども未来部 こども政策課 茨城県土浦市大和町9-1 029-826-1111

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年1月26日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年1月26日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[] 提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検	[☐] 内部監査 [☐] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

變更箇所

[illegible]